

(1) 訪問型・通所型サービス(対象: 要支援者、事業対象者)

① 生活支援訪問サービス

- ・10/1 指定の市内事業所数は 241 で、従来の介護予防訪問介護の事業所数(579)の 42%。
- ・8月の利用者数は約 170 名(請求誤り等により今後変動する可能性あり)。
- ・従事者養成研修を 3月に実施し、修了者は 156 名。今年度は計4回開催(各 150 名募集。第1回 28 名、第2回 17 名修了)。

② 住民主体訪問サービス

- ・3/14 より補助申請の受付を開始しており、10 月末時点での、実施団体は4団体である。
- ・9月までの利用件数は2件。

③ 短期集中通所サービス

- ・各区1ヶ所程度、3ヶ月の期間で短期集中的に訓練(ストレッチ体操、足踏み運動等)。
- ・7月より開始。

(2) 一般介護予防事業(対象: 65 歳以上の高齢者)

① 「地域拠点型」一般介護予防事業

- ・地域福祉センター等で週1回5時間程度、体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座(6月開始)等、地域ごとに様々なメニューを提供。
- ・4月より実施、10 月末現在 80 地域(98 ヶ所)で実施。

② 「居場所づくり型」一般介護予防事業

- ・原則月2回以上、通年開催などの要件を満たす通いの場を運営する団体に対して、場所代などの運営費の一部を補助(各区約 20 ヶ所)。
- ・11 月までに 23 ヶ所を決定。(12 月まで毎月交付決定)

神戸市の総合事業の課題と今後の方向性について(案)

1. 介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス

・訪問型サービスの対象者について

総合事業移行前から訪問介護を利用している方について、これまでは「既にサービスを利用している方で、利用の継続が必要なケース」に該当すれば介護予防訪問サービスの利用を暫定措置として可能としていたが、平成30年4月以降は、ケアプランの見直し時にアセスメントの中で、状態像等をもとに必要なサービスを判断する取扱いに変更する。

・従事者養成研修の修了者をいかに雇用につなげるかについて

従事者養成研修の広報に努めて受講者の確保を図るとともに、研修修了者が事業所の雇用につながるよう、スタッフ募集中の事業所による説明会を開催するなど効果的なマッチング支援に努める。

2. 住民主体訪問サービス

・サービス提供及び利用の拡大について

他市町村の取組みも参考にするとともに、利用しやすいサービスに向けて国へ要望していく。

3. 介護予防通所サービス

・サービス内容に応じた利用者負担について

利用者にとって使いやすい料金体系となるよう、サービスに応じた利用者負担に見直しを行う。今後も必要に応じて利用者負担の見直しについて検討していく。

4. 短期集中通所サービス

・サービスが必要な方への周知について

市民や関係者へサービスについて周知を進め、必要な方に紹介できるようにしていく。また、サービス終了後の地域での受け皿についても充実を図っていく。

5. 地域拠点型一般介護予防事業

・事業者の確保(全小学校区での実施)について

内容や委託料の見直しを検討し、空白地域については、地域・開催場所・実施団体のマッチングを進める。

6. 居場所づくり型一般介護予防事業

・箇所数の拡大と周知について

各区社会福祉協議会や中間支援を行っている NPO 法人などとの連携により、通いの場を実施している団体への周知を進める。また、紹介できる場所の把握に努める。

7. 新たなサービスの検討

利用者の健康寿命延伸に資するサービスの充実やインセンティブについて検討を進める。

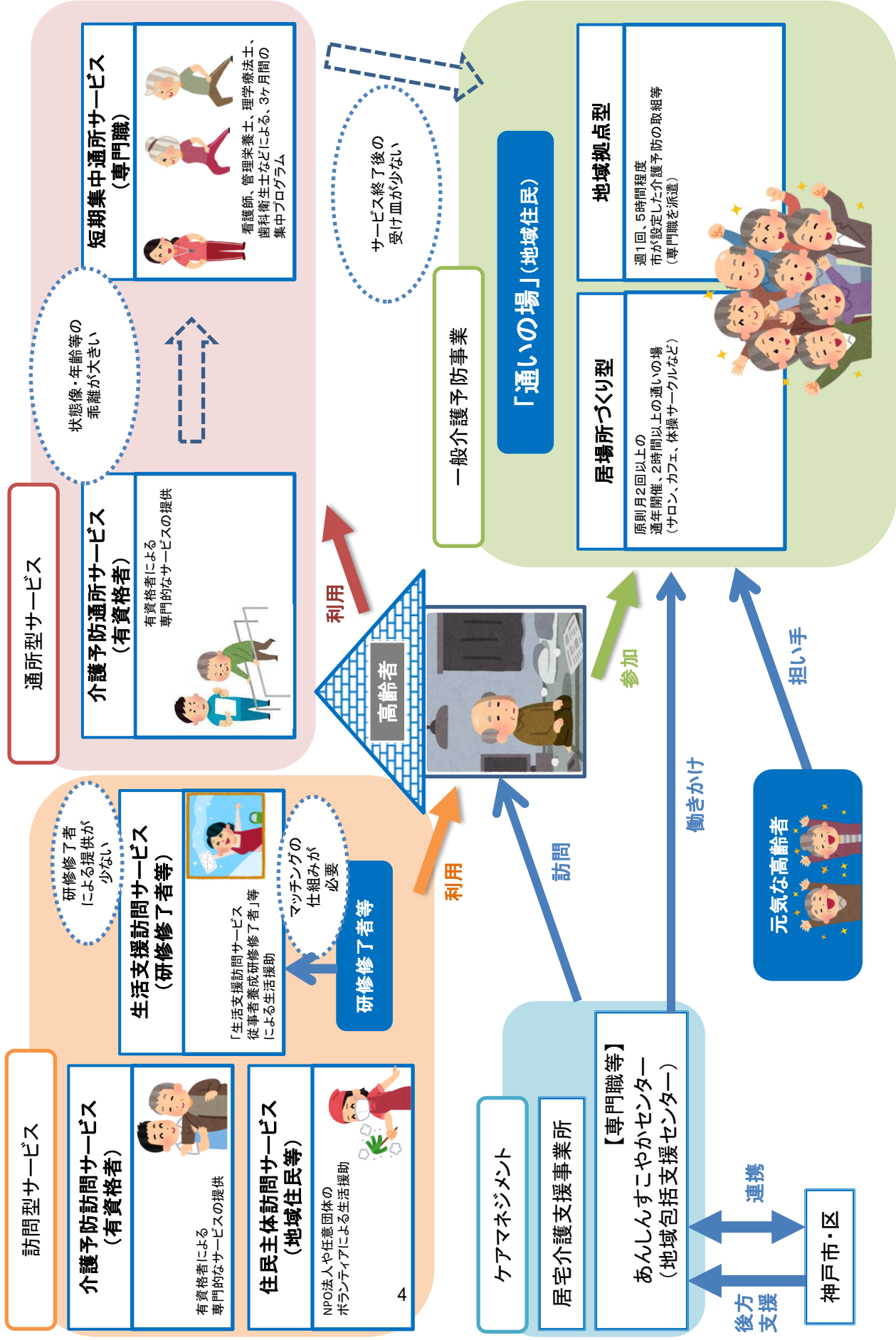
介護予防通所サービス 月額利用者負担(案)

- ・週あたりの利用回数に応じた料金区分を設ける

現行	変更後
事業対象者、要支援1の方 1,736円	事業対象者、要支援1の方 週1回程度 1,736円
要支援2の方 3,560円	要支援2の方 週1回程度 1,736円 週2回程度 3,560円

※利用者負担1割の場合の金額を記載

神戸市の総合事業の全体像



平成 29 年度 第 3 回 総合事業サービスワーキンググループにおけるご意見

11 月 1 日に開催した「総合事業サービスワーキンググループ」において、委員の皆様よりいただいた主な意見は以下の通り。

神戸市の総合事業の課題と今後の方向性について

○生活支援訪問サービスについて

- ・研修を受けるだけでは働くイメージを持つのは難しいので、説明会で直接、事業者から話を聞く機会をもつのは良いと思う。
- ・説明会では、仕事のやりがいや、どう役立つ仕事なのかを伝えられるとよいと思う。
- ・家の近所で空いた時間を活用できて、雇用されればなお良いといった方が受講生だとすると、エリアを絞った研修を複数実施する形であれば、近くの事業所とのマッチングも進むと思う。

○住民主体訪問サービスについて

- ・サービスにつながりそうなケースもあったが、1割負担である生活支援訪問サービスなどと比べて自己負担が高いという理由で断られている。現在は、生活支援訪問サービスと提供内容に差がない中で自己負担が高いので、そのあたりも国に要望してほしい。
- ・他都市では、介護だけでなく、地域福祉と関連付けた事業を考えているところもある。

○介護予防通所サービス

- ・週あたりの利用回数に応じた負担とするのは、わかりやすいと思う。
- ・要支援 2 の方の状態像は様々なので、必ずしもデイサービスに週 2 回通うことが自立に向けて必要とは限らず、医療ニーズもある。福祉用具や訪問看護も利用して、これまでは自費負担が出ていた方も、この見直しで使える単位数が増えることで、今後はプランの幅が増えるかもしれない。
- ・事業者として、自立支援に向けた努力は続けていきたい。年度終了後に市に目標設定・実績評価レポートを提出することになっており、効果検証もされると思うので、評価いただければと思う。今後の更なる見直しについては、総合事業は始まったばかりなので、来年いっぱいなど、状況を見て判断いただければと思う。

○短期集中通所サービス

- ・対象者の状態のイメージがなく、「使い方がよくわからない」という声をきく。あんしんすこやかセンターで対象者をどう見つけていくかが課題だと思う。
- ・ある市の取組みでは、ショッピングモールを活用し、参加した後、買い物をして帰るなど、生活行為と結び付けることが出来ている。現在の教室型だけでなく、このような生活に直結するような内容もあってもよいと思う。
- ・利用者もなぜ短期集中のサービスを利用しているか、なぜ専門職が関わって 3 ヶ月で卒業を目指すか共有できていないと感じる。
- ・短期集中は、従来のデイサービス事業所でやるべきことのようにも感じている。

○居場所づくり型一般介護予防事業

- ・NPO が共同で、全市の地域資源を調査したデータもあるので、この事業の周知に活用いただきたい。

○新たなサービスの検討

通所型サービス

- ・銭湯やフィットネスクラブを活用している市町村もある。
- ・団塊の世代の男性が通える場所というのが、これからは優先度が高いものになると思う。
- ・自分の好きなこと、楽しいことは続く。男性は何か縛られたり、強制されたりというのは嫌な方が多い。
- ・神戸らしさ、1年を通して、男女が楽しく、といったあたりがキーワードになってくるか。
- ・ラジオ体操であれば、年齢に関係なく参加可能で、コミュニケーションや安否確認の場にもなる。
- ・ウォーキングの距離に応じてスタンプを付与し、貯まると景品と交換する、なども考えられる。
- ・高齢者といっても 65 歳の方と 100 歳の方を考えると、同じ場所で同じ内容というのは、やはり合わない。
- ・現在実施されている多様な活動を、多様なまま、いかに制度にとりこめるか。声がかかればやりたいというところは、たくさんあると思う。

生活支援訪問サービス

(効果的なマッチング支援について)

- ・現場実習よりも少し長い期間をとって、インターンシップのように、働く前に誰かについて、教えてもらうような仕組みが良いのではないか。研修修了者が現場を知ってもらえたらよいと思う。

(受講者の確保について)

- ・家族介護のために勉強目的で研修を受けられた方が、家族を見送った後、介護の仕事について働くこともある。
- ・空いた時間に短く働くということであれば、子育て中の人もターゲットになるのではないか。スーパーなど、主婦層の目につくところに広報ができないか。

平成 29 年度 第 2 回 総合事業サービスワーキンググループにおけるご意見

10 月 11 日に開催した「総合事業サービスワーキンググループ」において、委員の皆様よりいただいた主な意見は以下の通り。

○居場所づくり型一般介護予防事業

箇所数の拡大と周知について

- ・箇所数の拡大には、事業の PR、会場の確保、活動のサポートが必要だと思う。
- ・市として、この事業の趣旨に合致する居場所の実践例などを紹介すれば、市民にも内容がよくわかって PR ができるのではないかな。
- ・各区の社協を通じて小さなボランティア団体がこの事業を知れば喜ばれるのではないかな。社協と連携してはどうか。
- ・空き教室など場所を指定して「ここでやりませんか。」といったやり方も考えられる。
- ・任意団体では、自宅を使って活動しているところが多いと思うが、事業としてしっかり実施するとなると、二の足を踏んでいる。そういうところに参加してもらえればより良いと思う。こういった活動を考えている団体を支援するのは、中間支援をしている法人などになるのだろうか。

○短期集中通所サービス

サービスが必要な方への周知について

- ・ある市では、アセスメントの段階で理学療法士等が関与し、このサービスが必要な方を誘導している。また、サービス利用後も地域の受け皿につないでいる。
- ・あんしんすこやかセンターや居宅介護支援事業所、デイサービス事業所への PR が必要。
- ・委託契約なので、受託事業者側で PR をすることはできず、あんしんすこやかセンターから利用者を受け入れるのみとなる。
- ・3 ヶ月で、自分のリスクに気づいてもらうことはできると思うが、その後日常生活に戻ると、元の状態に戻ってしまう人も多いのではないかなと思う。3 ヶ月実施した後近所にある通いの場等につなげることが重要。
- ・居宅介護支援事業所にケアマネジメントを委託している場合は、この短期集中通所サービスを利用するとなると、あんしんすこやかセンターがケアマネジメントを実施しないといけなないので、関係性ができていても担当者が変わったり、契約手続等を一からやり直したりすることになり、課題とを感じる。

○地域拠点型一般介護予防事業

事業者の確保（全小学校区での実施）について

- ・空白地域で実施するには、その地域とのつながりがなければ利用者の確保が難しい。NPO 等が育ってきているところもあるので、そういった団体と地域をつなぐことができれば、実施できるのではないかな。
- ・地域ケア会議や協議体には地域に根付いた団体が参加していることが多く、そこで周知を行うことで、新たな拠点にもつながるのではないかな。
- ・開催場所の確保が難しいので、利用できそうな場所を紹介する等支援が必要。

○生活支援訪問サービス

訪問型サービスの対象者について

- ・平成 29 年度は円滑な移行のため、総合事業移行前から訪問介護を利用されている方は利用の継続が必要な場合は介護予防訪問サービスを利用いただける取扱いをしていたが、平成 30 年 4 月以降は、ケアプランの見直し時にアセスメントの中で、状態像等をもとに必要なサービスを判断するという事務局案について、了解する。
 - ・生活支援訪問サービスが増える方向かと思うが、人材確保の面から難しくはないか。
- （事務局）「地域においてサービス提供事業者が確保できない場合は、当分の間、介護予防訪問サービスをご利用いただくことが可能」という取扱いを来年度は残した上で、研修修了者と事業者のマッチングを進めて、利用の拡大と提供事業者の拡大の両輪がうまく回るように実施していきたい。

○介護予防通所サービス

サービス内容に応じた利用者負担について

- ・サービスの報酬は本来トータルで決まっているものであり、見直しは時期尚早ではないか。報酬ダウンになると事業所として受けることが難しくなってしまう。
 - ・そもそも予防給付が始まった頃から、介護予防の通所介護はレスパイトとしての機能はなく、短時間での効果的な介護予防のサービスも考えられるという前提があるはず。平成 27 年度のワーキンググループでの議論では、報酬を維持して、現行相当サービスの内容をしっかりとやっていくということだったと思うが、なぜ考え方が変わったのか疑問に感じる。入浴や送迎は無しで、短時間の介護予防に向けた取り組みをするということであれば、現行相当サービスの報酬を見直すことよりも、基準緩和サービスも含めて考える必要があるのではないか。
- （事務局）サービス内容に応じた利用者負担とすることで、利用者が使いやすい料金設定としたい。また、あわせて介護予防・自立支援に力を入れている事業所をどう評価するかも、ご意見を聞きながら検討していきたい。
- ・確かに事業者側の立場からは、通所介護の報酬単価は非常に重要で、利用者にとっても利用できる事業者が減るのはよくない。ただ、週 1 回利用のままなのに要支援 1 から要支援 2 になって自己負担が苦しいという声も聞いている。
 - ・利用者の立場からは、利用回数や利用時間に応じて納得できる負担を考えることが必要だと思うが、送迎の利用の有無での区分は、ほとんどの方が送迎を利用している現状からすると、あまり意味がないのではないか
 - ・事務局案の「①週あたりの利用回数に応じた区分を設ける」と「④短時間利用した場合の料金を設ける」であれば、事業所の体制を大きく変更することなく対応できるかと思うので、考えていけばよいのではないか。

神戸市居場所づくり型一般介護予防事業 概要

1 対象となる団体

「通いの場」を実施するNPO法人や任意団体。

なお、応募に当たっては、次の条件を満たしている必要があります。

- 神戸市内で「通いの場」を実施するNPO法人もしくは任意団体であること。任意団体の場合は代表者を定めていること。
- 「通いの場」の運営に従事する者が5人以上であること。
- 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体ではないこと。
- 「通いの場」の開催場所、開催日時、利用料、連絡先、内容等の神戸市ホームページへの掲載に同意すること。

2 補助の対象となる「通いの場」

高齢者の誰もが自由に参加でき、高齢者の交流を促進し、地域住民等のつながりづくりや高齢者の介護予防に繋がる「通いの場」の実施を補助します。

補助の対象となる「通いの場」の要件は以下のとおりです。

- 開催頻度
原則として、月2回以上の通年開催とし、「6 補助金額 (2)」に定める必要開催回数を下回らないこと。
- 開催時間
1回あたりの開催時間は2時間以上とすること。
- 開催場所
補助金を受けようとする団体において確保すること。
神戸市内にあり、地域の集会所や空き家、商店街の空き店舗など建物等のスペースで、高齢者の誰もが自由に気軽に利用できるような場所であること。
開催場所が複数ある場合は、それぞれが概ね同一の中学校圏域内にあり、利用者が継続して通うことができるような場所であること。
- スタッフ（従事者）
「通いの場」開催時に、実施団体から最低1名以上のスタッフが常駐すること。
- 利用者
地域の高齢者であれば誰でも参加可能とすること。
- 利用人数
毎回、概ね5名以上の高齢者の利用者が見込まれること。
- 利用料
実施団体により設定することができるものとする。補助申請時に、利用料を神戸市に届け出ること。
- 活動内容
地域住民によって自主的に運営される、体操、茶話会、趣味活動等の「通いの場」。
営利や政治的、宗教的活動を目的とするものではないこと。

3 予定箇所数

区毎の募集箇所数 約20箇所

4 申請件数

1団体あたりの申請は1件までとします。

5 補助対象期間

交付決定日から平成30年3月31日までの間に実施する取組が対象となります。

6 補助金額

開設年月日ごとに下記の金額となります。（予算の範囲内で下記の額を限度とし、実際に支出した額の範囲内で交付します。）

補助上限額及び必要開催回数

開設年月日(※)	必要開催回数	補助上限額
平成29年7月1日～31日	15	37,500
平成29年8月1日～31日	13	32,500
平成29年9月1日～30日	12	30,000
平成29年10月1日～31日	10	25,000
平成29年11月1日～30日	8	20,000
平成29年12月1日～31日	7	17,500

※申請時点で既に「通いの場」を開設している団体については、補助金交付決定年月日を開設年月日とみなします。

7 補助対象経費

「通いの場」の開催に必要な以下の経費が対象になります。

項目	内容
謝礼金	外部から招く講師やアドバイザー等への謝礼金
交通費	外部から招く講師やアドバイザー等への交通費
消耗品費	資料等作成に伴う紙類、文房具の購入、印刷・コピー代など ※概ね単価2,500円未満のもの
通信運搬費	資料送付に必要な切手代など
保険料	利用者の傷害保険及びスタッフの傷害保険・賠償責任保険、「通いの場」開催に伴う行事用保険に加入するための保険料など
使用料・賃借料	会場使用料、光熱水費など

■重要■

国、県又は市の他の補助金・委託料等の対象となる経費は対象外です。

また、以下は対象外ですのでご注意ください。

- ・チラシ印刷等の広告宣伝にかかる経費
- ・お茶・菓子等にかかる経費
- ・ボランティアの人件費
- ・自宅など団体構成員の所有地の光熱水費、会場使用料等

東灘区					
名称	開催場所	開催日程	開催時間	利用料など	活動内容
こもれど	神戸市東灘区甲南町3-7-14城野ビル	年間 ほぼ毎日開催	10時～17時	ドリンク150円 昼食350円	①昼食やドリンク提供 ②各種講座教室 ③生活サポートのお手伝い
さわやかカルチャー	神戸市東灘区御影本町6-15-17御影旨水館内	第1,3月曜日 毎週木曜日・金曜日	10時～12時 13時30分～15時30分	月2回3ヵ月3,000円 または1日200～300円	手話カフェ、写経、絵手紙、囲碁・将棋、ソーイング&リメイク、オカリナ、詩吟
北区					
名称	開催場所	開催日程	開催時間	利用料など	活動内容
オレンジカフェ「カフェ・ボンジュール」	神戸市北区筑紫が丘2丁目11-12	毎週水曜日	10時～15時	参加費300円 飲み物とお菓子を提供	認知症カフェ（来訪者とのあるいは来訪者同士の懇談）
カフェ・ボンジュール	神戸市北区筑紫が丘2丁目11-12	第1,3月曜日	10時～14時	500円(昼食、飲み物付) 100円(飲み物のみ)	昼食の提供、飲み物の提供
長田区					
名称	開催場所	開催日程	開催時間	利用料など	活動内容
ふれあいサロンゆい	神戸市長田区海運町3-3-8 たかとりコミュニティセンター内	毎週木曜日	13時～15時	材料代、お茶菓子代	音楽、易しい英会話、習字、手作り作品
生きがい教室	神戸市長田区房王寺町5丁目1番8-813号	第1～第5木曜日	13時～15時	○ちぎり絵750円(材料費含) ○体操教室300円 ○フラワーアレンジメント600円(材料費含) ○パソコン教室300円 ○映写会無料(飲物代金100円)	第1(木)ちぎり絵 第2(木)体操教室 第3(木)フラワーアレンジメント 第4(木)パソコン教室 第5(木)映写会
須磨区					
名称	開催場所	開催日程	開催時間	利用料など	活動内容
みんなの居場所 須磨いるサロン	神戸市須磨区須磨浦通3-3-16	月曜～金曜日	10時～16時	コーヒー代、席料、講座参加費等	カフェ、麻雀コーナー、リサイクルコーナー、市民講座
あべちゃんサロン	神戸市須磨区北落合3-25-3	第1,3火曜日	9時30分～11時30分	150円	カフェタイム、利用者・スタッフをまじえてのおしゃべりタイム、なつかしい歌の合唱、ゲーム各種、歯科衛生士、管理栄養士の方々をおよびして身近な役に立つ話をしていただく
転倒予防体操	畑ヶ谷会館(神戸市須磨区北落合5丁目9)	第2,第4月曜日	13時～15時	自治会員 100円 非自治会員 400円	筋力アップ・バランス能力アップ・脳活性化等のトレーニングを行う

介護予防ふれあいサロン カサブランカ	神戸市須磨区須磨寺町2-6-6	第2,第4日曜日	10時30分 ～14時30分	コーヒー代100円	介護予防の話、体操（呼吸法、一人マッサージ）、人生の道しるべ、戸外での散策
垂水区					
名称	開催場所	開催日程	開催時間	利用料など	活動内容
あったかデイ	神戸市垂水区狩口台2丁目31-1 (狩口台地域福祉センター)	第1,2,4木曜日	10時～12時	1ヵ月会費500円	体操、趣味活動
「みんなの居場所」 七丁目クラブ	神戸市垂水区高丸7丁目2-18	毎週月曜日・ 木曜日	11時～16時	お茶代・各ゲーム代 300円	ふれあい喫茶、健康麻雀、囲碁、将棋、手作り作品、絵画、ストレッチ、心の寄り添い
舞子坂ふーみん	神戸市垂水区舞子坂1丁目15-6	毎週火曜日・ 土曜日 第3日曜日	10時～15時	ランチ500円、コー ヒー付ランチ600円、 ケーキセット300円 カルチャー教室参加 費	ランチ・喫茶サービス、ミニカルチャー (習字、陶芸、調理)
おしゃべりサロン (ほっこり)	神戸市垂水区歌敷山1丁目3-7	第1,2,3,4金 曜日 第1,3水曜日	10時～15時 (水曜日は10 時～11時)	喫茶300円 体操 500円	傾聴、手作りすること（折り紙、手 芸）、体操教室
西区					
名称	開催場所	開催日程	開催時間	利用料など	活動内容
歌声カフェ "こだま"	神戸市西区北山台2丁目 朝日が丘自治会館	第2,第4木曜 日	13時30分 ～15時30分	なし	座席を設営して模範歌唱入りのDVDを操作、全員で合唱、途中でティータイム30分どり歓談
いぶき庵	神戸市西区井吹台東町1丁目 21-6	月2回～ 火曜 日または金曜日	10時～12時	あり お茶代、菓子 代、材料費 100円 ～	高齢者に対するつどいの場の提供 喫茶・映画会・朗読・手芸など また庭の花や実のなる植物などの手 入れをする園芸作業
ニコニコ喫茶	神戸市西区桜が丘中町3丁目3	第2,第4木曜 日	13時～16時	100円 コーヒー,ケ ーキ,お茶,お菓子	集まる場所(居場所づくり)の提 供。お互い安否確認ができ、一人 暮らしでニコニコ喫茶にきて楽しいひ と時を過ごすことができ、介護予防に つながると思う。 バランスのとれた食事ができるように と思い、平成29年4月より月1回第 3木曜日『ニコニコ食堂』も自治会 館で行っている。
ホットタイム	サザンヒルズ井吹台 管理棟1階 集会室(神戸市 西区井吹台東町 2丁目1番)	第2金曜日,第 4木曜日	10時～12時	なし	主に唱歌、童謡など懐かしい歌 (合唱)、高齢者向け体操、簡単 な日常英会話レッスンなど(検討)

初めての囲碁入門 クラブ	神戸市西区春日 台5丁目436 (神戸市立西体 育館)	毎週土曜日	13時～16時	300円/月	「囲碁をやってみたいけど初心者だけに地域にある囲碁クラブに入会するには敷居が高い」そんな思いの人たちが、H28年2月西体育館開催の「初心者向け無料体験教室」に参加後、立ち上げました。 新しい仲間を募っています。
-----------------	--------------------------------------	-------	---------	--------	--

類型	短期集中通所サービス（集団型） ～元気!いきいき!!教室 はつらつコース～	短期集中通所サービス（個別型） ～元気!いきいき!!教室 自分らしくコース～
事業主体	事業者	事業者
対象者	事業対象者、要支援者のうち、以下のよう なケース ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・健康管理の維持・改善が必要なケース ・ADL や IADL の改善に向けた支援が必要 なケース	事業対象者、要支援者のうち、 <u>集団型が困難な</u> 以 下のようなケース ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・健康管理の維持・改善が必要なケース ・ADL や IADL の改善に向けた支援が必要 なケ ース
サービス 内容	日常生活に支障のある生活行為を改善する ために、運動、栄養、口腔、認知症、うつ 予防、ADL/IADL の改善プログラム	日常生活に支障のある生活行為を改善するた めに、 <u>利用者の個別性に</u> 応じて、下記のプログラム を実施 ・運動器の機能向上 ・栄養改善 ・口腔機能の向上 ・認知機能の低下予防・支援 ・うつ予防・支援 ・ADL/IADL の改善 プログラム内容は市から指定
提供頻度	1クール 12回（週 1回×3 か月間）	1クール 12回（週 1回×3 か月間）
送迎	無	無
実施場所	指定場所（各区 1箇所程度・全 11 圏域）	指定場所（各区 1箇所程度・全 11 圏域）
実施方法	委託	委託
基準	・スタッフ 3名他、専門職配置 ・個別型と同日実施 ・2時間程度 25名受け入れ	・スタッフ 2名他、専門職配置 ・集団型と同日実施 ・1時間程度 10名受け入れ
利用者負担	200円（資料代）	200円（資料代）
支払方法	事業者へ直接支払	事業者へ直接支払
限度額管理	無	無

1. 事業目的

本サービスは、事業対象者・要支援者に対して、短期集中的（3か月）に専門職による「神戸市オリジナル介護予防プログラム」を提供することにより、高齢者が、心身機能・生活機能を改善・向上させ、社会参加を促進することを目的として実施する。

また、サービス終了後も、介護予防の取り組みが継続して行え、地域でいつまでも自立した生活を送れることができるよう支援する。

2. 対象者（例）

（地域で把握された介護予防活動が必要な方）

- ・閉じこもり傾向で、外出機会の機会が必要な方
- ・なんらかの生活機能の低下のみられる方で、介護予防の意欲がある方 等
（すでに要支援認定をお持ちの方）
- ・要支援1相当の方でデイサービスから卒業を目指せる状態像の方
- ・福祉用具貸与や訪問介護サービスを利用中で下肢筋力向上が望ましい方 等

3. 参加者（平成29年10月1日現在）

集団型 2～15名 合計 71名 個別型 0～3名 合計 14名

4. 課題及び現在の対応について

①対象者について

- ・募集人数に対して参加人数が少ない。
 - ・ケアマネジメントを行うあんしんすこやかセンターが対象者のイメージをもてておらず、対象者の選定に苦慮している。
 - ・本事業のPRに苦慮している。（介護保険サービスであるため、必要な方に参加いただきたい）
- 介護保険課より、各区あんしんすこやかセンター連絡会で順次説明や各あんしんすこやかセンターに電話連絡を行っている。また、センター職員にサービス見学をしてもらっている。

②プログラムについて

- ・集団型については、介護予防事業として3年間実績があるため、ノウハウや内容、効果についても実証できているが、個別型については、確立できていない。
- 9月29日事業者研修会を実施。事業者より現在の状況を確認。
自習の時間も想定し、最大10名の受け入れを予定しているが、個別対応が必要な方が参加しているため、マンツーマンでないと、実施できない。現在のところは対応できている。
- 介護予防事業で参加した方を再度フォローアップとして体力測定を行った。（モデル事業5区実施）
体力やその後の運動習慣について検証中。

③事業者について

- ・プロポーザルにて5社に受託。それぞれのノウハウを活用して実施中。介護保険課の保健師等が巡回し、実施状況などを確認、助言している。体力測定の方法等に違いがあり、全市的な効果測定に影響あり。
- 9月29日事業者研修会を実施。細かな点も統一、確認を行った。
今後も定期的な研修会が必要。また、来年度の公募は早期に行う予定。

5. 今後の課題

①対象者について

- ・サービスが必要な方へのサービスの周知方法と関係者の自立支援に向けた考え方の共通認識。
→フレイルチェック（65歳）により、介護予防の取り組みが必要な方があんしんすこやかセンターに相談来た場合、アセスメントを行い、積極的に案内する。
- ・今後案内パンフレットを再作成し、居宅介護支援事業所や介護保険事業者にPRする。
（事業者より提案があり、サービスにつながった事例がある）

②プログラムについて

- ・サービス提供期間や頻度、定員についても、効果検証を行いながら、見直しを行っていく必要がある。

③事業者について

受託事業所のサービスの均一化に向けた取り組み。

④その他

- ・サービス終了後は、自身で運動をしていただいたり、地域で自主活動に参加してもらっている。
（実際にサービス参加された方で自主グループを結成し、継続して運動が取り組んでいる。）
しかし、その後のサービスの受け皿が必要な方もいるのではないか。（地域拠点型一般介護予防事業は75歳以上の女性の参加が多い。）
- ・参加者が少ない要因として、各区1ヶ所のため、案内しても通えない参加者がいる。

地域拠点型一般介護予防事業

「地域拠点型一般介護予防事業が安定した運営が行えるように、また、全小学校区に展開していくために、どのようなことが必要か」という視点で、一部実施事業所へヒアリングを行った。(今後も順次行っていく予定)

(各事業所が感じている課題)

1. 委託料について

①1人当たりの委託料から、10人毎の委託料へ変更となった。

(安定した運営のためであったが)委託料が減少した事業所もあり、スタッフを雇えない状況もある。

②人数増やしたいが、スタッフが不足し受け入れられないジレンマもある。

2. 内容について

①介護予防強化メニューの内容が細かい。地域に応じた内容ができるように裁量を持たせて欲しい。

②市から配布されているワークブック、ノートが使いづらい反面、助かっているという事業所もあり。

③報告書については簡素化され、よかったという意見と、項目が多く、同じことしか書くことがないというような事業所もあり。

3. 利用者について

①参加者が増えない

・あんしんすこやかセンターから、新規の紹介がない。

・介護保険サービスとの併用も可能となったが、利用料の関係で併用できない方もいる。

②参加者が増えた事業所

・会場の都合で受け入れられない。

4. 場所について

①地域福祉センターは行事がいっぱいで借りられないのではないかと。

→介護保険課で調査を開始。

②会場料がかかっており、現在の委託料体系では出すのが難しい。

(各会場により料金は様々)

今後も、引き続き事業所へヒアリングを行いながら、地域の実情に合わせた介護予防の取り組みの拠点としてサービスを提供できるよう、内容を検討していくとともに、空白地域に対しての取り組みを行なっていく予定。

訪問型サービスの対象者

サービス種別	介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス	住民主体訪問サービス
対象者	<p>原則要支援者で、下記要件のいずれかに該当するもの</p> <p>①既にサービスを利用している方で、利用の継続が必要なケース</p> <p>②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方、もしくは、障害高齢者の日常生活自立度A以上の方で、訪問介護員によるサービスが必要なケース(※)</p>	要支援者 事業対象者	要支援者 事業対象者

(※)

(ア)新規の利用者で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上もしくは障害高齢者の日常生活自立度A以上に該当しない場合でも、日常生活の過ごし方や、心身の状態像、家族の支援の状況、ご本人やご家族の希望などを十分に把握し、介護予防訪問サービスが必要と判断された場合は、介護予防訪問サービスの利用が可能。

(イ)生活支援訪問サービスの対象者であっても、地域においてサービス提供事業者が確保できない場合は、当分の間、介護予防訪問サービスをご利用いただくことが可能。

介護予防通所サービス 月額利用者負担(案)

①週あたりの利用回数に応じた月額料金とする場合

現行		変更後	
事業対象者、要支援1の方		事業対象者、要支援1の方	
1,736円		週1回程度	1,736円
要支援2の方		要支援2の方	
3,560円		週1回程度	1,736円
		週2回程度	3,560円

②入浴の利用がない場合の料金を設ける場合

現行		変更後	
事業対象者、要支援1の方		事業対象者、要支援1の方	
1,736円		入浴あり	1,736円
		入浴なし	1,526円
要支援2の方		要支援2の方	
3,560円		入浴あり	3,560円
		入浴なし	3,138円

※利用者負担1割の場合の金額を記載

介護予防通所サービス 月額利用者負担(案)

③送迎の利用がない場合の料金を設ける場合

現行		変更後	
事業対象者、要支援1の方		事業対象者、要支援1の方	
	1,736円	送迎あり	1,736円
		送迎なし	1,340円
要支援2の方		要支援2の方	
	3,560円	送迎あり	3,560円
		送迎なし	2,767円

④短時間(3時間未満)利用した場合の料金を設ける場合

現行		変更後	
事業対象者、要支援1の方		事業対象者、要支援1の方	
	1,736円	1日利用	1,736円
		短時間利用	1,216円
要支援2の方		要支援2の方	
	3,560円	1日利用	3,560円
		短時間利用	2,492円

※利用者負担1割の場合の金額を記載

平成 29 年度 第 1 回 総合事業サービスワーキンググループにおけるご意見

9 月 20 日に開催した「総合事業サービスワーキンググループ」において、委員の皆様よりいただいた主な意見は以下の通り。

○介護予防通所サービス

サービス内容に応じた利用者負担について

- ・多方面から検討が必要だが、現場で聞く声としては、デイサービスを利用するときに、月に 1 回利用しても 4 回利用しても利用者負担が同じなので、経済的にひっ迫している方の中には、1 回あたりの料金を希望している方もいる。
- ・料金に関しては、確かに入浴や送迎を提供してもしなくても同じという面があり、見直す必要も一定あると思うが、たとえ入浴や送迎がない方がいたとしても、それに合わせて切り分けた運営をできるわけではない。要介護の人まで一体的に受けているので、一部の総合事業利用者だけに体制を変えるのは難しい。
- ・これ以上の報酬の減算等があると存続が難しい事業者も相当数いると現場から聞いている。サービスの質と量に合わせた見直しができるのであればと思う。
- ・利用者負担とサービス内容の整合性をとる必要性はあると思うが、利用者・事業者それぞれの立場からは相いれない部分もある。もっと広い視点から 15～20 年後の神戸市全体の要介護状態を下げていくことを考えると、アセスメントの中で必要なサービス量の見極めを重視すべきだと思う。
- ・週あたりの利用回数に応じて報酬が決まるというのは、現状に近い形でいいのではないか。
- ・自立支援の視点と、利用者の負担感を軽減するため包括報酬の見直しが必要かと思う。

○生活支援訪問サービス

①従事者養成研修の修了者をいかに雇用につなげるかについて

- ・事業所は研修の修了者がどこにいるか分かっていない状態だと思う。
 - ・このサービスの求人がハローワークに合うか少し疑問がある。もう少し身近なところで需要と供給のマッチングのようなことができないか。
 - ・ハローワークへの登録と合わせて、『修了者バンク』のような形で研修を受けたら修了者名簿に登録され、事業所からアプローチして雇用されるような仕組みは考えられないか。
- （事務局）就労のあっせんは神戸市としてはできないので、ハローワークへの登録を促す等、あっせんに至らない範囲で何ができるかだと思う。

②訪問型サービスの対象者について

- ・29 年 4 月からアセスメントシートの見直しがあり、情報収集だけでなく分析もしっかりできるよう変わった。家事援助で足りるのか、専門性が必要なかを見極めるようになっている。

このようなアセスメントを経てその方に必要なサービスを利用するというのが本来であるが、現在は生活支援訪問サービスの事業所が地域に少なく担い手も不足しているので、地域に事業所がない場合に介護予防訪問サービスを利用していただくという例外的な取扱いもやむを得ないかと思う。

○住民主体訪問サービス

サービス提供及び利用の拡大について

- ・2号サービス（介護保険制度の訪問介護では提供できないサービス）のみを提供した場合は、補助金の対象となる件数としてカウントできないという制約があり、柔軟なサービス提供が難しい。また、料金面で利用者にとってのメリットがないため、あんしんすこやかセンターの立場からも、紹介しづらいのではないかと。
 - ・何をどのように提供するか調整するコーディネーターは絶対に必要であり、通常は利用料の中からわずかに事務経費としてとっているが、この補助金はコーディネーター経費にあてることができるものになっている。ただ、これまでサービスを実施している NPO 法人等は、介護保険で提供できない部分を主眼に置いて活動されているので、補助の要件とマッチしにくいのかと思う。
 - ・2号サービスのみでも補助の対象にするなど、柔軟な対応はできないか。
- （事務局）総合事業の事業費の財源に国費・県費・市費や保険料が入っているので、国の要綱に基づいて一定の要件がある。

○地域拠点型一般介護予防事業

事業者の確保（全小学校区での実施）について

- ・委託料については、利用者数の幅の中では定額となっているが、もう少し、より実態に応じた対応をしてほしい。
- ・場所の確保については、学校の空き教室や空き家など地域資源の洗い出しが必要かもしれない。
- ・人材確保の観点からは、市が今年度から始めた「生活支援・介護予防サポーター養成研修」のグループリーダー研修を受けた方で、空白地域に住んでいる方にアプローチしていくことも考えられる。また、地域団体や社会福祉法人も地域貢献として協力してもらうことも必要ではないか。
- ・空白地域の高齢化率や人口動態を分析することで、今後より需要が見込まれる地域が分かるようになるなど、何か糸口が掴めるかもしれない。
- ・介護予防に力を入れているのは良いと思われる。世代間交流なども積極的に行っていったらどうか。